

【中間案からの主な修正点】

【パブリック・コメントや関係団体からの意見を踏まえた主な修正点】

ご意見の内容（要約）

計画への反映状況

○子ども・若者たちの意見の反映について
 支援者・支援団体へのヒアリングはなされているが、困難な状況におかれている子ども・若者たちの声が全く取り入れられていない。



◆困難な状況におかれている子どもたちを対象にヒアリングを実施し、その意見を「Ⅱ これまでの取組と今後の課題について」の「2-2 活動団体や当事者のヒアリングから」（P12～）及び「参考資料」（P71～）に追加

○東日本大震災の影響について
 子どもの貧困に対する東日本大震災の影響について触れている部分があったが、その実態についても計画で触れるべき。



◆東日本大震災の影響については、支援者・支援団体へのヒアリングを行う中で意見聴取しており、その内容を「参考資料」（P71～）に追加

○子どもの権利実現の視点について
 2019年の法改正の大きな点は、「子ども（児童）の権利条約の精神にのっとり」という権利の視点で子どもの貧困解決を目指す方向性が示された点であり、次期計画の中でも子どもの権利にのっとった貧困解決を位置付けていただきたい。



◆「Ⅲ 計画の基本理念」の「1 基本理念」（P16）に「（前略）子どものことを第一に考え、子どもの権利を保障するための支援を包括的かつ早期に講じていく必要があります。」と下線部分の表現を追加。

○子どもの意見表明の機会確保について
 県内の実態をよりよく把握し効果的な施策につなげるため、子どもの意見表明の機会を保障する旨を盛り込んでいただきたい。



◆「Ⅳ 計画で推進する施策と主な事業」における「1 教育の支援」の「(9) その他の教育支援 ②多様な体験活動の機会の提供」の【基本的な方向性】（P43）に以下の文言を追加
 ・子どもが社会の一員としての自覚を持ち、社会参加意識を高めるため、県の政策課題等に対して意見を表明できる機会を提供します。
 ◆「Ⅳ 計画で推進する施策と主な事業」における「1 教育の支援」の「(9) その他の教育支援 ②多様な体験活動の機会の提供」の【主な取組】（P44）に以下の事業を追加
 ・みやぎの青少年意見募集事業
 ◆「Ⅳ 計画で推進する施策と主な事業」における「2 生活の安定に資するための支援」の「(3) 子どもの生活支援 ②社会的養育が必要な子どもへの生活支援」の【基本的な方向性】（P50）に以下の文言を追加
 ・子どもの権利養護を推進するため、児童養護施設等に入所している児童等の意見表明を保障し、生活等の改善に役立てる仕組みの構築を図ります。
 ◆「Ⅳ 計画で推進する施策と主な事業」における「2 生活の安定に資するための支援」の「(3) 子どもの生活支援 ②社会的養育が必要な子どもへの生活支援」の【主な取組】（P51）に以下の事業を追加
 ・児童養護施設入所児童等の権利擁護推進事業（アドボケイト）

【その他の修正点】

○支援団体等へのヒアリングの結果を「参考資料」として追加
 ○子どもの貧困に関する指標の数値修正

【中間案からの主な修正点】

【新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた主な修正点】

課題

○新型コロナウイルス感染症は、ひとり親家庭や非正規雇用者など、経済的に弱い立場に置かれている人々に最も深刻な影響をもたらす。

○経済的な困窮と生活の不安、それに伴う心の問題は、子どもの貧困問題にもつながる。

○コロナ禍のような非常時・緊急時に大きな影響を受けやすい生活困窮家庭の子ども達を支える必要がある。



計画への反映状況

◆「IV 計画で推進する施策と主な事業」の「2 生活の安定に資するための支援」に「(8) コロナ禍を踏まえた生活支援」を新たに創設(P59)し、【基本的な方向性】に以下の文言を追加するとともに、【主な取組】に関連する事業を追加

【基本的な方向性】

・ 新型コロナウイルス感染症は、ひとり親家庭や非正規雇用者など、経済的に弱い立場に置かれている人々に最も深刻な影響をもたらします。

・ 経済的な困窮と生活の不安、それに伴う心の問題は、子どもの貧困問題にもつながることから、コロナ禍を踏まえた相談体制の整備と各種支援制度の活用を図ります。

・ 非常時・緊急時に大きな影響を受けやすい生活困窮家庭の子ども達を地域で支える活動を支援するため、「子ども食堂」など子どもの居場所づくりや食の支援に取り組む団体の情報発信や連携体制の整備等を推進します。

【主な取組】

- ・生活困窮者自立支援事業（社会福祉課）《再掲》
- ・生活福祉資金貸付制度における貸付（社会福祉課）《再掲》
- ・フードバンク支援事業（社会福祉課）《再掲》
- ・児童扶養手当給付事業（子ども・家庭支援課）
- ・女性相談員設置事業（子ども・家庭支援課）《再掲》
- ・子どもの貧困対策推進事業（子育て社会推進室）《再掲》
- ・こころの相談窓口（精神保健推進室）